

2022年10月5日
中部電力株式会社

第1078回 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 ご指摘事項について

1 ご説明内容

○浜岡原子力発電所 敷地の地質・地質構造（コメント回答）

2 ご指摘事項

H-9断層の活動性評価に用いる上載地層（「泥層」）の堆積年代評価について、新たなデータを取得したうえで、論理構成を必要に応じて再考、明確にし、科学的データに基づく確実な評価結果を示すこと。

- 「泥層」を海成堆積物と仮定して評価するのであれば、泥層が海成堆積物であるとする十分な物証を示すこと。
- BF4地点付近の「泥層」と概ね同標高に、事業者が笠名礫層相当と評価する堆積物の露頭が複数存在するにもかかわらず、局所的にしか確認されない「泥層」を御前崎地域に広域的に分布する古谷泥層相当と評価していることの妥当性について、十分な物証をもって示すこと。その際、以下の点に留意すること。
 - ✓ 「泥層」を古谷泥層と対比するにあたっては、古谷泥層についての文献記載内容との関係を整理するとともに、対比項目及び対比地点について充足していることを示したうえでの検討を行うこと。
 - ✓ 「泥層」を古谷泥層以外の堆積物と対比するにあたっては、対比対象とする堆積物について網羅性を高めるとともに、「泥層」と古谷泥層との対比内容に対し矛盾のない説明を行うこと。また「泥層」がMIS5cの堆積物ではないとする評価については、その根拠を明確に示すこと。

以上

【参考】審査会合における主なご発言要旨

- 「泥層」が後期更新世またはそれより古い堆積物であることを明確に示すためには、①「泥層」が御前崎地域に広域的に分布する堆積物であること、②「泥層」が海成堆積物であること、③「泥層」が確実に古谷泥層下部に対比されること、という3つの評価事項について、いずれも物証を持って示す必要があると考えている。
- 現状では確実な根拠を持って「泥層」を海成と評価しているとは考えられない。「泥層」が直接的な調査結果をもって牧ノ原段丘堆積物の一部であることを示せない場合は、後期更新世以降の古谷泥層以外の地層との違いを示すことも重要になると考えている。
- 「泥層」と古谷泥層との対比について、比較項目が確実なものか、既往文献との対比状況、露頭として比較地点が充足しているかという観点で確認したが、対比根拠として積極的に十分条件を満たすような、十分な物証は揃っておらず、「泥層」が比木2地点・BF1地点の古谷泥層と同じ堆積環境かつ同じ時代の堆積物であるという説明をするには不十分である。そういった説明を今後続けるのであれば、評価項目を再考し、対比に足る評価項目を使って対比する、そういった説明をする必要があると考えている。
- 「泥層」と古谷泥層以外の堆積物との対比について、まず網羅的に対比対象堆積物を拾い切れているのか疑問がある。硬岩礫の有無で説明している敷地の泥質堆積物との差異についても、同様の差異が認められる「泥層」とBF1地点の古谷泥層の関係を踏まえれば、十分に説明できていない。
- MIS5cにおいて泥が堆積することはありえないという説明について、今一度いろんな反論も含めてあり得るということを想定して今後説明をしていただきたい。
- H-9断層の活動性評価に用いる上載地層の堆積年代については、現時点では約12～13万年前またはそれより古いという科学的データが事業者から具体的に示されていないと判断している。その理由は2点ある。
1点目。BF4地点及び極近傍において段丘面の識別・認定による編年がされておらず、「泥層」が海成堆積物であると仮定して評価されているが、「泥層」が海成堆積物であることの十分な物証がない。
2点目。BF4地点周辺に「泥層」とほぼ同じ標高に笠名礫層が多数分布しているにもかかわらず、BF4地点のみ笠名礫層より古い地層が削り残されていると解釈しているが、この解釈に至るまでのデータが不十分であり、「泥層」が古谷泥層に対比される地層であって笠名礫層よりも古いとする明確な物証がない。

以上